

最近の港湾行政の動向について

中国地方国際物流戦略チーム事務局

平成26年10月17日

(目次)

【産業競争力の強化】

- (1) 港湾機能の強化による我が国の輸出産業支援の例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(自動車産業に係る主な課題)

【安全・安心の確保】

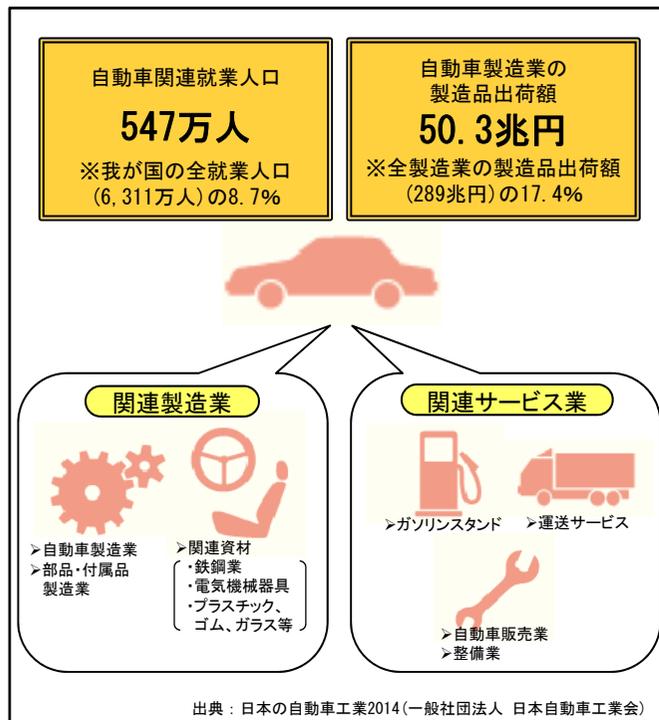
- (1) 港湾施設の整備時期と老朽化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) コストの縮減・平準化（「予防保全」の導入）・・・・・・・・ 3
- (3) 老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化の促進・・・・・・・・ 4
- (4) 民間事業者が管理する港湾施設の適切な維持管理の推進・・・・・・・・ 5
- (5) 「特定技術基準対象施設」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 特定技術基準対象施設のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) 特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査、勧告・命令・・・・・・・・ 8
- (8) 技術基準対象施設の点検・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

港湾機能の強化による我が国の輸出産業支援の例(自動車産業に係る主な課題)

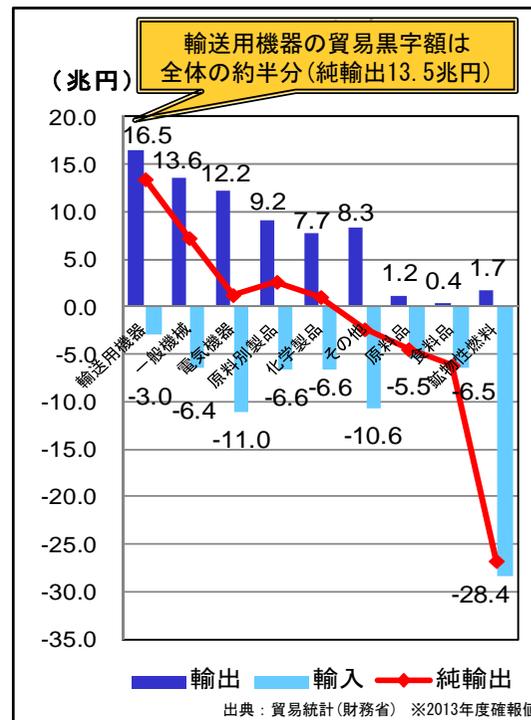
- 自動車産業は我が国の雇用の約1割を担っており、全国に広範な関連産業を持つ裾野が広い基幹産業である。また、自動車産業は貿易収支における稼ぎ頭であり、完成自動車に代表される輸送用機器の輸出は、我が国の貿易黒字額の約半分を占める。
- 一方で、完成自動車の輸出に際しては、船舶の大型化に伴う岸壁水深等の不足や、モータープール(完成自動車の一時保管用地)の不足等の課題がある。



【完成自動車の輸出拠点：名古屋港】



【我が国の自動車関連産業】



【主要製品別輸出入額】

自動車輸出に係る主な課題

- **船舶の大型化に伴う岸壁水深等の不足**
 - ・ 港の岸壁水深不足による非効率な配船
- **荷さばき地やモータープールの不足・分散**
 - ・ 横持ち費用の発生
 - ・ 荷役の長期化、リードタイムの増加
 - ・ トランシップ需要への対応が困難
 - ・ 積載率や寄港頻度の低下
 - ・ 港内複数バス寄りの発生
- **港湾施設の老朽化の進行**

今後の方向性

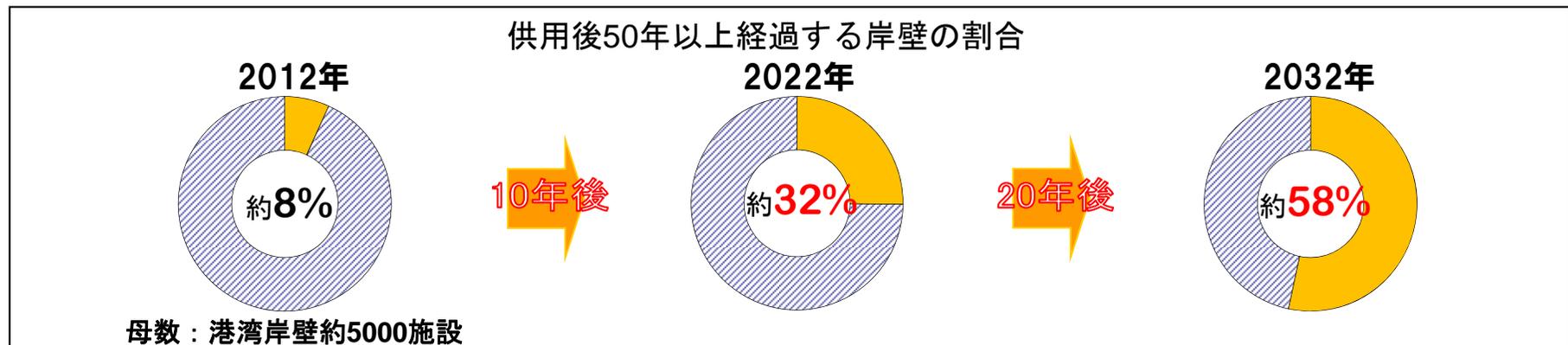
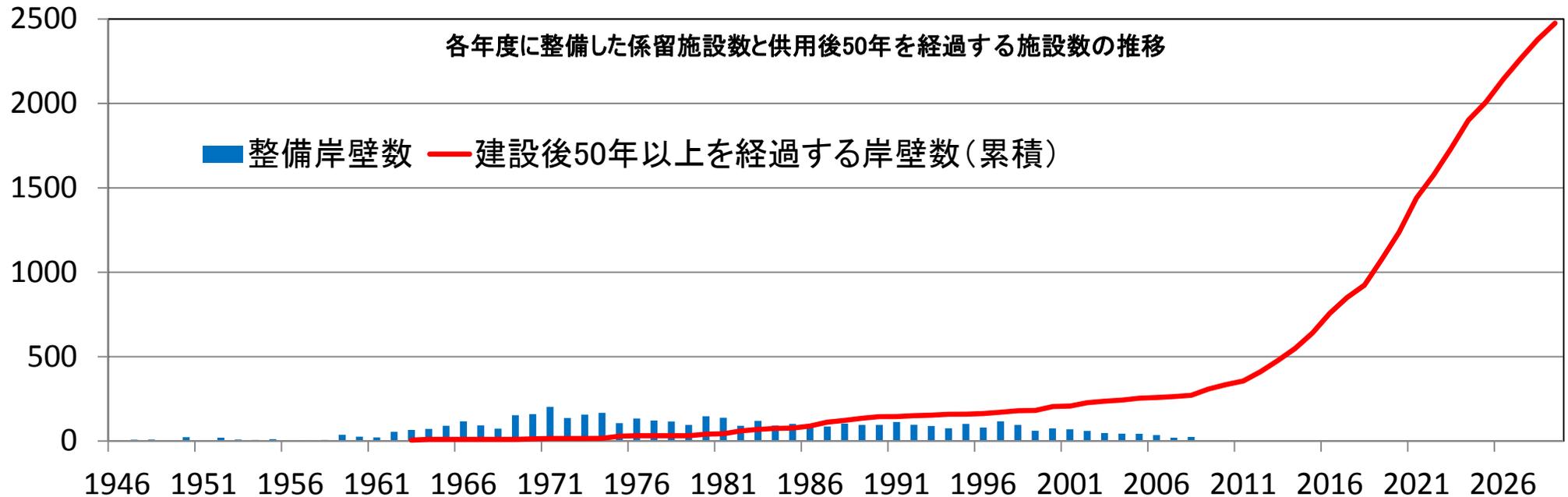
- 大型船舶に対応した岸壁の整備
- 荷さばき地、モータープール等の大規模用地確保
- 災害時の物流機能維持に寄与する岸壁等の耐震強化
- ふ頭再編を含めた戦略的な老朽化対策

国内の自動車産業の競争力強化

【港湾機能強化による自動車輸出産業の支援の考え方】

港湾施設の整備時期と老朽化の進行

着実なストック整備の一方で、高度経済成長期に集中的に整備した施設の老朽化が今後、進行。港湾の基幹的役割を果たす係留施設では、建設後50年以上の施設が2012年の約8%から、2030年には約58%に急増。物流ネットワークを支える港湾機能の低下と改良・更新コストの増大が懸念。



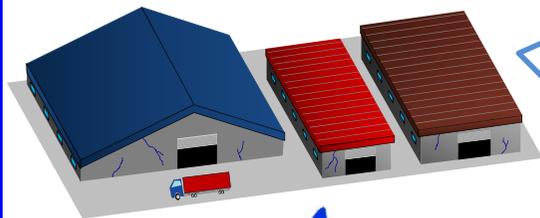
※国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の公共岸壁数（水深-4.5m以深）：国土交通省港湾局調べ

老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化の促進

港湾に立地する物流施設の老朽化・陳腐化が進展しており、地震等の大規模災害時には、耐震性不足による施設の倒壊や物流の寸断、緊急輸送への支障等が懸念される。また、平常時においても、敷地内の荷さばき・転回スペースが狭隘であることや、周辺道路における渋滞の発生、昨今の高度かつ多様な物流ニーズへの対応が不十分といった課題が顕在化している。

港湾における防災機能の向上及び効率的な物流網の形成を図るため、港湾に立地する老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化に対する補助制度を創設する。

老朽化・陳腐化した物流施設



- ・耐震性が不足
- ・荷さばき・転回スペースが狭隘
- ・高度かつ多様な物流ニーズへの対応が不十分

【対象事業】

以下の要件を全て満たす事業

- 2以上の物流施設の更新を伴う、2以上の事業者による物流施設の整備であること
- 整備される物流施設の延床面積が3千m²以上となること
- 当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるものであること

【対象港湾】

- 苫小牧港、仙台塩釜港、東京港、川崎港、横浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、水島港、広島港、徳山下松港、下関港、北九州港、博多港、那覇港

※臨港地区に限る

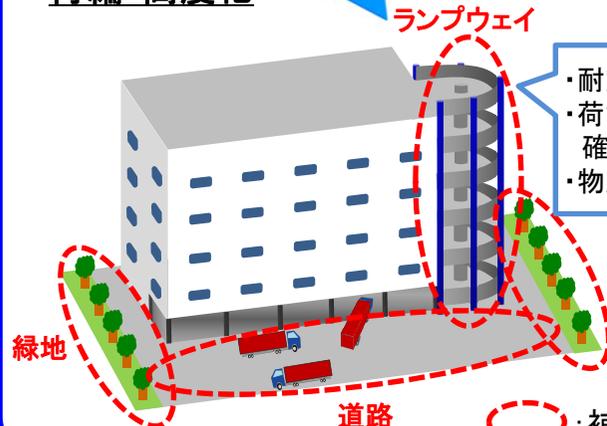
【補助対象施設】

- 物流施設の共用部(ランプウェイ、スロープ等)※及び共同施設(道路、緑地等)
- ※免震機能を含む

【補助率】

- 1/3

複数の物流施設を再編・高度化



- ・耐震性の向上
- ・荷さばき・転回スペースの確保
- ・物流機能の高度化

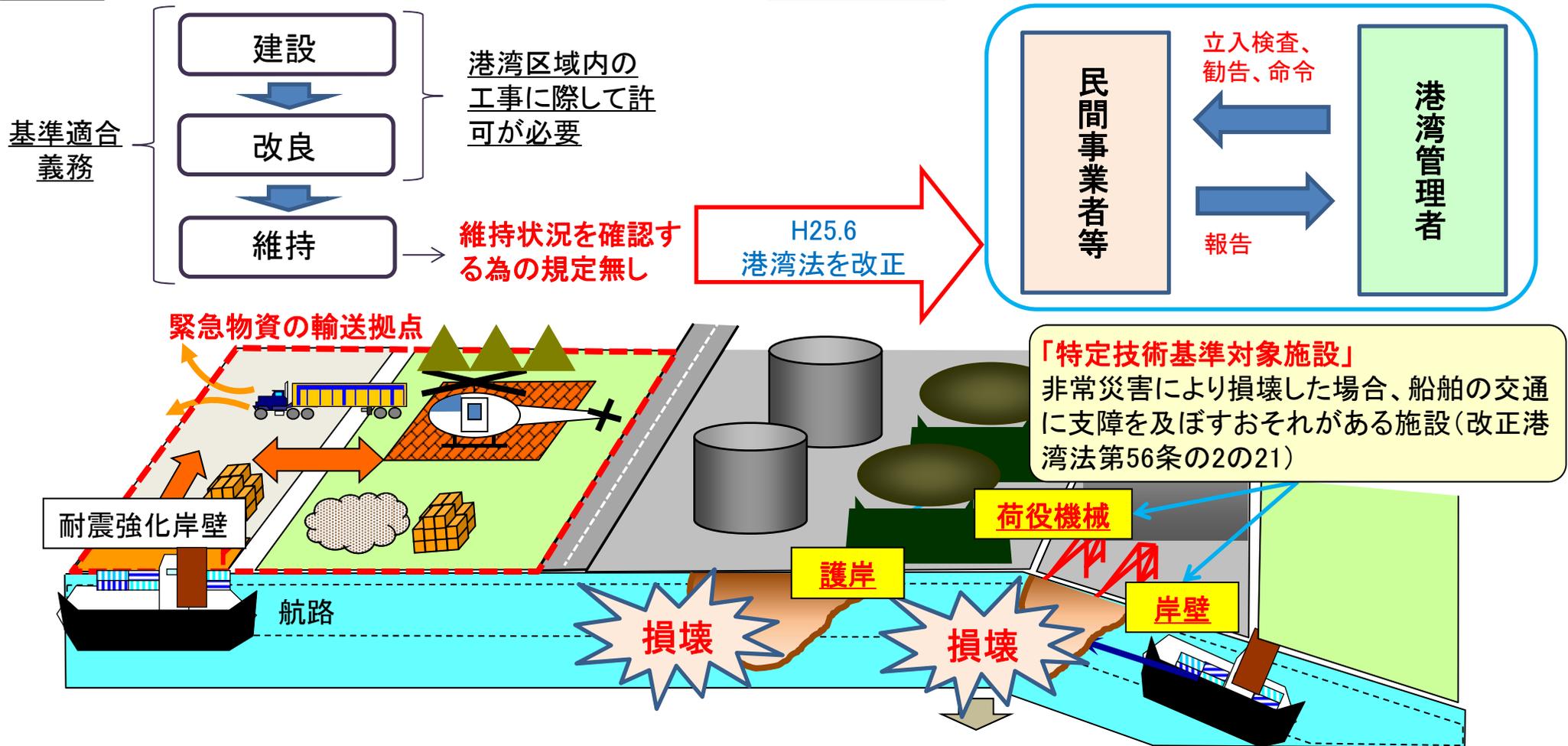
○: 補助対象施設の例

民間事業者が管理する港湾施設の適切な維持管理の推進

○大規模地震時にも航路機能を確認するため、特定技術基準対象施設を管理する民間事業者に対し、港湾管理者が維持管理の状況等について報告徴収、立入検査を行い、必要に応じて勧告・命令の措置を講じる制度を創設。

現状：技術基準への適合状況の確認は建設、改良時のみ

法改正後：維持管理状況についても確認が可能となる



船舶の交通の確保に支障を及ぼす

「特定技術基準対象施設」について

○特定技術基準対象施設の考え方

損壊した場合に水域施設への影響の程度から規定

①水際からの距離

施設が、水際から一定の距離がある場合は、損壊したとしても船舶の交通の支障を及ぼすこととはならないため、港湾区域の水際線付近にあることが想定される施設を対象とする

②損壊した場合の水域施設への影響

損壊したとしても水域に影響を与えない構造（平面的な構造物）ものや、影響が軽微なもの（損壊しても撤去が容易なもの）については対象外として、立体的な構造をした施設や、損壊による影響が大きい施設を対象とする

○特定技術基準対象施設の概数

特定技術基準対象数 : 51,100の内数 = 大臣への報告対象数（法56の2の21）

報告聴取・立検対象数 : 12,100の内数（法56の5③）

施設名	施設概数		
	合計	民間	公共
外郭施設	22,200	3,900	18,300
係留施設	18,200	5,000	13,200
臨港交通施設（橋梁並びにトンネル）	7,300	70	7,200
荷さばき施設（軌道走行式及び固定式荷役機械）	3,300	3,000	300
廃棄物埋立護岸	210	10	200
特定技術基準対象施設	<u>51,100</u>	<u>12,100</u>	39,000
技術基準対象施設	85,600	30,200	55,400

特定技術基準対象施設のイメージ

技術基準対象施設（港湾法施行令第19条より）

- | | | |
|----------|-------------------------|-----------|
| 一 水域施設 | 五 荷さばき施設 | 九 廃棄物埋立護岸 |
| 二 外郭施設 | 六 保管施設 | 十 海浜 |
| 三 係留施設 | 七 船舶役務用施設 | 十一 緑地及び広場 |
| 四 臨港交通施設 | 八 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設 | |



- 特定技術基準対象施設
- 一 外郭施設
 - 二 係留施設
 - 三 橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道
 - 四 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械
 - 五 廃棄物埋立護岸

特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査、勧告・命令

港湾法【平成25年6月5日公布、平成26年6月施行】

第56条の2の21(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

- ・港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障をおよぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの(以下「特定技術基準対象施設」という。)のうち、港湾管理者以外が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、損壊した場合に船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(第1項)
- ・港湾管理者は、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる(第2項)

第56条の2の22(国土交通大臣への報告等)

- ・国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができる。

第56条の5(報告の聴取等)

- ・港湾管理者は、港湾管理者以外が管理するものに対し、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、施設を管理する者の事務所等に立ち入り、維持管理の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査することができる。(第3項)

第61条(罰則)

- ・第56条の5第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(30万円以下の罰金)(第8項第5号)

港湾法施行令

第19条

技術基準対象施設を規定

- ・水域施設
- ・外郭施設
- ・係留施設
- ・臨港交通施設 等

港湾法施行規則【平成26年4月公布、平成26年6月施行】

技術基準対象施設のうち、以下の施設を対象とする。

- ・外郭施設
- ・係留施設
- ・橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道
- ・固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械
- ・廃棄物埋立護岸

特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン【平成26年7月公表】

- ・報告徴収及び立入検査の実施手続き、方法、技術基準適合性の確認方法 等

赤字が
改正部分

技術基準対象施設の点検

港湾法【平成25年6月5日公布、平成25年12月1日施行】

第56条の2の2

- ・政令で定める技術基準対象施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない(第1項)
- ・技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならないこと(第2項)

港湾法施行令 第19条

- 技術基準対象施設を規定
- ・水域施設
 - ・外郭施設
 - ・係留施設
 - ・臨港交通施設 等

港湾の施設の技術上の基準を定める省令【平成25年11月29日公布、12月1日施行】 第4条

- ・技術基準対象施設は維持管理計画等に基づき適切に維持すること、必要な事項を告示でさだめること 等
- ・維持管理計画等に点検に関する事項を含めること
- ・定期及び臨時の点検及び診断を適切に行うこと
- ・維持に関し必要な事項を適切に記録・保存すること

港湾の施設の技術上の基準の
細目を定める告示
(省令第2条:設計)

→設計条件、性能照査の方法等

技術基準対象施設の施工に
関する基準を定める告示
(省令第3条:施工)

→施工計画等の内容等

技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示 【平成26年3月28日公布・施行】

- ・維持管理計画等には、点検診断の時期、対象とする部位及び方法等を定めること
- ・定期点検診断は、5年以内ごとに、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある施設にあっては、3年以内ごとに行うこと
- ・詳細な定期点検診断を、適切に行うこと
- ・日常点検及び臨時点検診断を行うこと 等

港湾の施設の点検診断ガイドライン【平成26年7月公表】

- ・初回点検、日常点検、定期点検、臨時点検等の点検項目及び方法、診断方法の詳細
- ・詳細定期点検の頻度(重要:1回以上/10~15年、通常:供用期間中に1回以上) 等

港湾荷役機械の点検診断ガイドライン【平成26年7月公表】

赤字が
改正部分